

4. 支援施策

営農型太陽光発電を始める場合に活用できる支援施策があります。

【金融支援（例）】

- ① スーパーL資金（(株)日本政策金融公庫等の長期低利融資制度）
認定農業者が、農業経営の改善のために営農型太陽光発電設備を設置する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。

償還期限：25年以内（据置期間：10年以内）
貸付限度：原則個人3億円、法人10億円
貸付利率：0.20～0.30%（H30.5.23現在）

※ 最新の貸付金利など詳細については、下記までお問い合わせください。

- ② 農業信用保証保険制度
農業者が、営農型太陽光発電設備を設置するために民間金融機関（農協・地銀等）から融資を受ける場合、農業信用基金協会の債務保証を受けることができます。

【技術情報】

農林水産省HPの農業研究見える化システム「アグリサーチャー」において、営農型太陽光発電に関する研究情報を公開しています。

<https://mieruka.dc.affrc.go.jp/>



（参考）事例の紹介

【千葉エコ・エネルギー（千葉県）】 **露地型**

発電設備下部の農地で大豆（13a）を栽培。

発電出力:49.5kW
発電電力量:66千kWh/年
建設費:1,600万円



【ファームクラブ中里農場（群馬県）】 **ハウス型**

ハウスの上部で太陽光発電し、内部でリーフレタス・葉ネギ（16a）を栽培。

発電出力:110.8kw
発電電力量:133千kwh/年
建設費:3,150万円



その他の事例はこちら→<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



ワンポイントアドバイス

- 下部農地の全面を覆うような遮光率の高いパネルの設置は適切ではありません。
- 作付に適した作物は、地域、季節、ほ場環境によって異なりますので、ご不明な点は、知見者にご相談ください。

【お問い合わせ先】

総合窓口：食料産業界バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室(TEL:03-6744-1507)
各地方農政局経営事業支援部食品企業課（北海道は北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課）
農地転用について：各市町村の農業委員会
スーパーL資金：日本政策金融公庫各支店農林水産事業（沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫各支店）
農業信用保証：各都道府県の農業信用基金協会

営農型太陽光発電をお考えの皆さまへ

出典:農林水産省Webサイト(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/einou-4.pdf>)

農地にふりそそぐ 太陽光をフル活用して、 農業経営を発展させましょう。



写真提供：千葉エコ・エネルギー株式会社

営農型太陽光発電 取組ガイド

(平成30年6月)

○ 「営農型太陽光発電」とは

作物の生育に適した日射量は、作物の種類によって異なります。太陽光パネルを使って日射量を調節し、**太陽光を農業生産と発電とで共有する取組**です。

作物の販売収入に加え、売電による収入が継続的に得られるため、**農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待**できます。

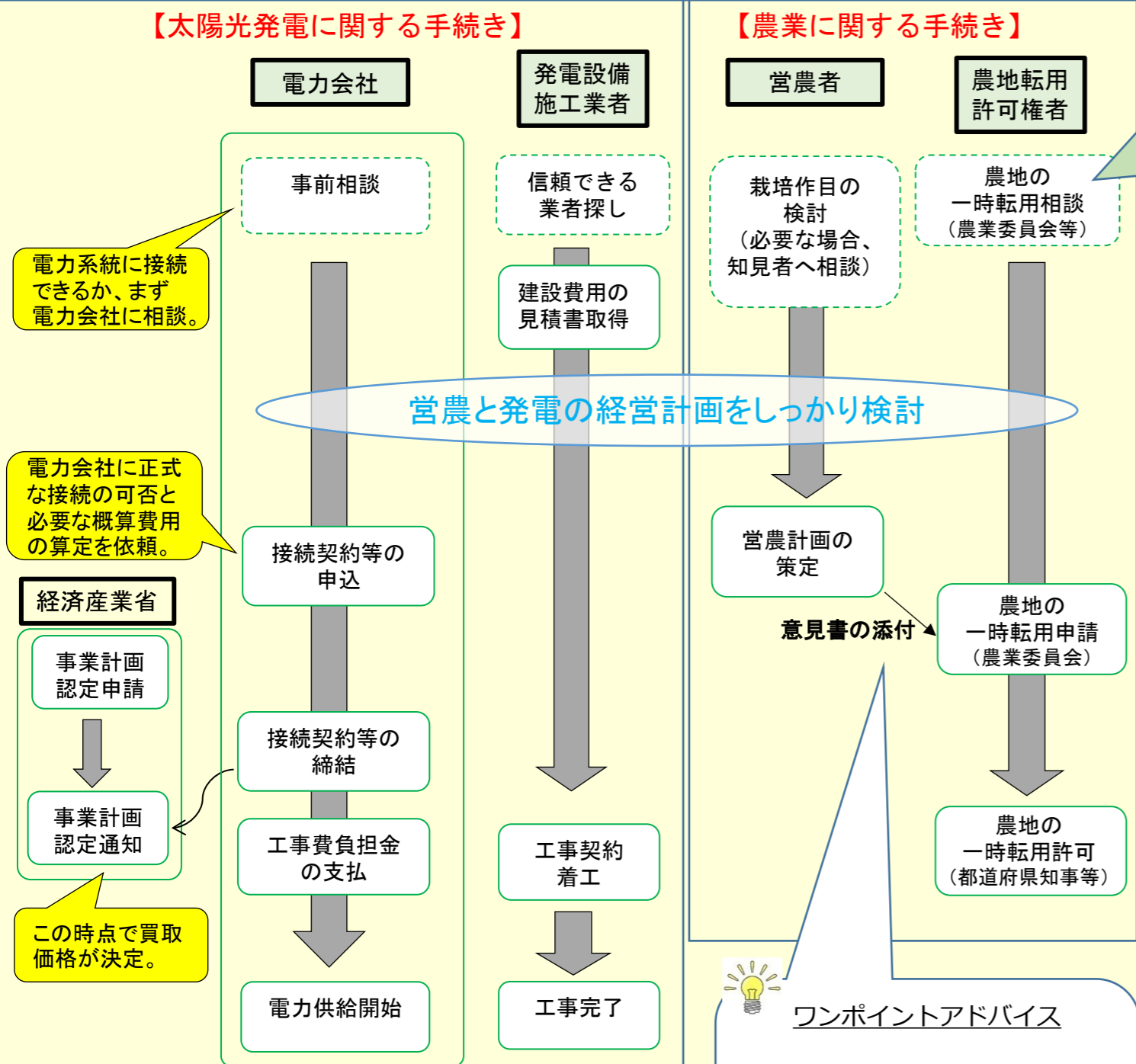
このパンフレットでは、農地を有効活用し、営農型太陽光発電を始めたいと考えられている皆様に、必要な手続きや取組を支援するための制度を紹介します。

農林水産省

1. 営農型太陽光発電を始めるには

まずはじめに、太陽光発電と農業のそれぞれに必要な手続きを確認しましょう。
 太陽光発電に関しては、**電力会社との接続契約の締結**や**経済産業省のFIT事業計画認定**など、通常の太陽光発電設備と同じ手続きが必要です。
 農業に関しては、栽培作物の選定など営農計画の策定や農地に一時転用の手続きが必要になる場合があります。

詳しくはこちら→<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



※ 接続契約は各電力会社によって状況が異なるので、地元の電力会社にお問い合わせください。

事業計画認定については、「再エネコンシェルジュ」がサポートします！
 詳しくは→<http://renewable-energy-concierge.jp/index.html>

2. 営農型太陽光発電のための農地の一時転用許可

営農を適切に継続しながら上部で発電設備を設置するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要になります。

【制度のポイント】

- ① 発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要です。一時転用許可期間は担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等は10年以内で、それ以外は3年以内です。問題がなければ再許可が可能です。
- ② 一時転用許可に当たり、営農の適切な継続（収量や品質の確保等）が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。

年に1回の報告を義務づけ、農産物生産等に著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元しなければなりませんので、最初の段階で慎重に計画を立てることが重要です。

一時転用許可制度について、詳しく知りたい方はこちら
 →<http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/einogata.html>

3. 営農型太陽光発電の収支例（設備設置費用を低価格に抑えた先進的なケース）

電力会社、発電設備施工業者や農業委員会等に事前相談して、**必ず収支計算を試みましょう。**費用、収入は設備の規模・施工業者や地域性（日照、耐風、耐雪）等によって大きく変わりますので、計画は慎重に作成しましょう。

【15aに49.5kWのパワコン、66kWのパネルを設置する場合の事例（算定期間：20年）】

支出項目		金額(千円)	収入項目		金額(千円)
初期費用	システム費用(工事費等含む)	9,050	売電収入(20年間)		33,000
	電力会社接続負担金	650	農作物の販売収入		β
維持費用	保険・保守料(20年間)	2,500	収入計(20年間)		33,000 + β
	委託・管理費(20年間)	2,450			
	償却資産税(1.4%/年×20年間)	950			
撤去費用	利払い(9,550千円借入、利率2.0%、15年返済)	1,600			
農産物の生産費	撤去費用	450			
支出計(20年間)	農産物の生産費	α			
	支出計(20年間)	17,650 + α			

注1：パワコン容量49.5kWに対し、パネル容量66kWを設置し、発電効率を向上。
 注2：売電収入は平成29年度の調達価格21円/kWhで試算。
 注3：50kW以上の設備については、電気主任技術者の選任、フェンス設置等の支出が追加になる。

⚠ 営農型太陽光発電に取り組む上での留意点

営農型太陽光発電に取り組む際は、電気事業法に基づく安全対策や都市計画法に基づく開発許可手続等、関係する法令を遵守する必要があります。